

ももたろっ 防災

要配慮者の防災

支援してくださる皆様へ



思いやりの心で
ご支援を
お願いします。



岡山県



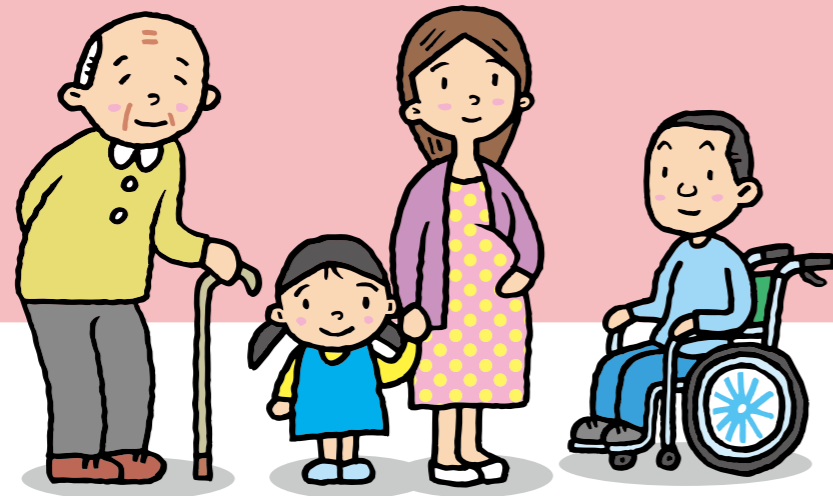
笠岡市

施設や地域で 要配慮者の支援を行う皆様へ

高齢者や障害のある人、妊産婦、乳幼児などの方は、要配慮者といわれ、災害時に特別の配慮が必要です。

本書では、日頃からの準備や避難の手順、避難所での配慮事項など、要配慮者の安全確保に必要な項目を簡潔にまとめました。

施設や地域の要配慮者の方の災害時の支援にお役立てください。



要配慮者とは

災害時に自分の身を守るための適切な行動が取りにくく、手助けが必要な人のこと
(高齢者・障害のある人・病人・妊産婦・乳幼児・外国人など)

目次

日頃からの準備	P2
避難の手順	P3
避難所で配慮すること	P5

日頃からの準備

個別計画を作りましょう

誰が支援し、どこへ避難させるかを、避難支援者や関係者で話し合い、「個別計画」を作っておきましょう。



日頃から交流し、
災害時に何をしてほしいか
事前に把握しておくことが
大切です。

日頃からのコミュニケーションを

災害時の支援活動をスムーズに行うためには、要配慮者とのコミュニケーションを日頃からとっておくことが大切です。



要配慮者へやさしい環境づくり

車いすでも避難路は通れるか、放置自転車などの障害物がないか、耳や目の不自由な人や外国人向けの避難伝達方法などはあるかなどを点検し、要配慮者に対応した環境づくりをしましょう。



一緒に防災訓練に参加

要配慮者と一緒に防災訓練を行い、その際、災害が起きた時の安否確認や避難支援体制など、具体的な支援内容を決めておきましょう。



避難の手順

台風情報が発表されてから避難するまでの流れ

1

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合避難に時間を要する人(高齢者、障害のある人、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、自身の安全を確保しただちに要配慮者宅へ駆けつけ安否を確認しましょう。災害状況などを大きな声で説明し、どのような支援が必要か聞きましょう。



2

要配慮者の非常持出袋を持って避難所へ移動。避難所への移動が危険な場合は要配慮者宅に留まり、サポートしましょう。

要配慮者の非常持出袋

(例)高齢者なら…
・お薬・お薬手帳・介護保険被保険者証
・老眼鏡・補聴器・入れ歯
・大人用おむつ など



6

避難所での対応が困難な場合は福祉避難所へ移送しましょう。

福祉避難所

災害発生時に指定避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れる避難所です。

※福祉避難所は、必要に応じて市町村が開設します。



3

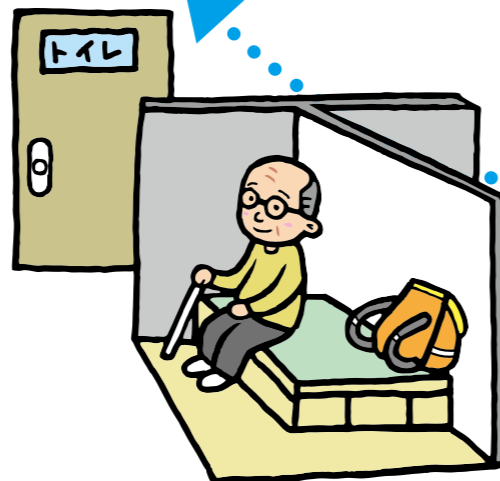
介護者がいる場合、介護者とともに支援しましょう。一人の要配慮者に対してできる限り複数人で対応しましょう。



要配慮者の避難誘導はできる限り複数人で対応してください。

5

避難所では本人に確認のうえ、トイレなどが使用しやすい場所を確保しましょう。体力が低下しないよう、食事、トイレ、室温などに気をつけ、声かけをしましょう。



4

避難誘導する際は、要配慮者の体力を見ながらゆっくりと誘導しましょう。急を要する際は背負ったり、担架にのせて避難しましょう。

災害時の要配慮者への対応方法

【高齢者】背負ったり、肘や肩につかまってもらって誘導しましょう。危険箇所は指差し確認などして注意を促しましょう。
【歩行が困難な人】車イスの場合、階段では必ず3人以上で援助しましょう。上がるときは前向き、下がる時は後ろ向きで移動しましょう。
【視覚に障害のある人】誘導は手を引くのではなく、肘か肩を持ってもらって行いましょう。
【聴覚に障害のある人】顔をまっすぐ見て、口を大きく動かしてゆっくり話しましょう。筆談は要点をまとめて分かりやすくしましょう。
【外国人】身振り手振りで誘導しましょう。

避難所で配慮すること

要配慮者にやさしい空間づくり

間仕切りをしましょう。
個室があれば個室を準備しましょう。

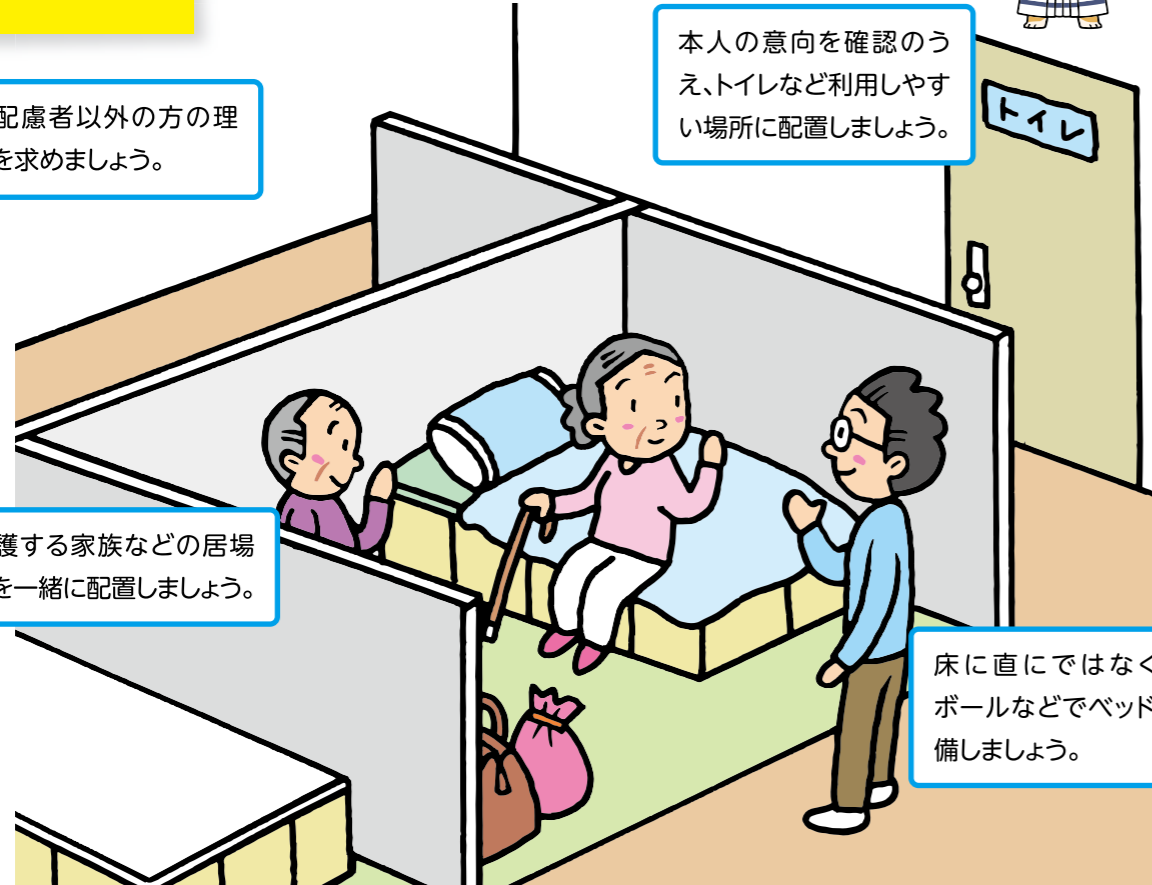
プライバシーの確保が大切です。



本人の意向を確認のうえ、トイレなど利用しやすい場所に配置しましょう。

要配慮者以外の方の理解を求めましょう。

介護する家族などの居場所を一緒に配置しましょう。



床に直にではなく、段ボールなどでベッドを準備しましょう。

バリアフリー

介護する人にも介護しやすい環境を!

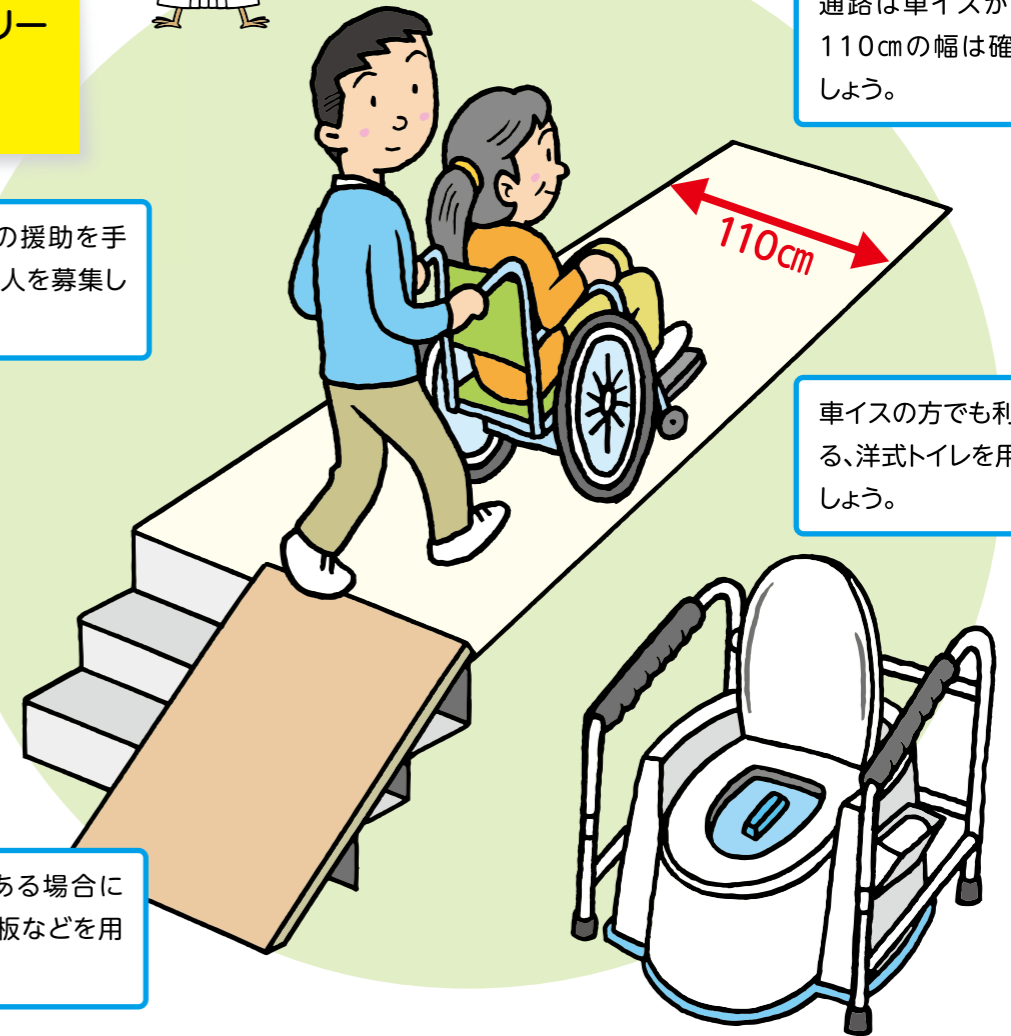


要配慮者への援助を手伝ってくれる人を募集しましょう。

通路は車イスが通れる110cmの幅は確保しましょう。

車イスの方でも利用できる、洋式トイレを用意しましょう。

階段などがある場合には、スロープ板などを用意しましょう。



要配慮者の特性を踏まえた対応

要配慮者の特性によって配慮する内容は様々です。

例えば…

視覚に障害のある人

生活環境が変わると、日常的な行動も困難になりますので、避難所内の案内を行い、トイレや水道などの場所を確認してもらいましょう。



聴覚に障害のある人

音声では情報が受け取れないので、重要な情報は必ず文字で掲示・伝達するようにしましょう。



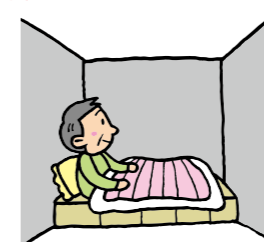
肢体に障害のある人

自力での衣服の着脱や食事などが困難な場合が多いので、本人の意向を確認したうえで、介助しましょう。



知的障害のある人／発達障害のある人

急激な環境変化でパニックを起こすこともありますので、家族とも相談して、仕切られた空間を用意するなど落ち着ける環境をつくりましょう。



認知症のある人

環境の変化を理解できずに気持ちが混乱する場合がありますので、顔見知りの方にも協力してもらって適宜話しかけるようにしましょう。



乳幼児

乳児には哺乳が必要ですので、プライバシーに配慮した授乳スペースを確保しましょう。



要配慮者と
話し合い
作りましょう。




【避難支援】 個別計画作成ノート

お名前				性別	男 ・ 女
住所					
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日(歳)			血液型	型
状況	※支援が必要な状況			※移動の状況(車イスなど)	
緊急連絡先	氏名		続柄		連絡先
	氏名		続柄		連絡先
かかりつけのお医者さん				連絡先	
使用している薬					
避難するとき気をつける事					
避難所で気をつける事					
支援者	氏名		続柄		連絡先
	氏名		続柄		連絡先
避難ルート	※自宅から避難所までの図				その他


【企画・制作】

 岡山県 危機管理課
岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL. 086-226-7293

【協力】

 SOMPO ホールディングス
損保ジャパン日本興亜
(公社) 地盤工学会
岡山地域 防災教育WG

【配布】

 笠岡市 危機管理課
笠岡市中央町1番地の1
TEL. 0865-69-2222

【協力】

 JET
株式会社 ジェイ・イー・ティ
浅口郡里庄町